

施工箇所が点在する工事の積算方法に関する試行要領

長野県農政部

1 試行対象工事

施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 km程度を超え、工事の施工形態等を考慮すると、同一工事箇所として取り扱った場合に積算額と実際に要する費用との間に乖離が生じるおそれがあると発注者が判断する工事。

ただし、地区の状況等により、点在範囲の条件がこれにより難しい場合は、個別に考慮することができる。

2 工事箇所の設定方法及び積算方法

施工箇所が点在する工事箇所について、施工箇所の点在範囲が1 km程度を超えなくなる回数を限度に工事箇所を細分化し、細分化した工事箇所ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出することができることとする。

ただし、地区の状況等により、工事箇所の設定がこれにより難しい場合は、個別に考慮することができる。

3 適用年月日

令和元年10月11日から試行を運用する。